

03 京都市中小事業者省エネモデル普及拡大事業(省エネに係る委託事業)

- 京都市内の事業活動により排出される温室効果ガスの更なる削減を目指し、京都市内の事業所において、中小事業者で構成される各事業者団体と連携し、業種ごとに効果的な省エネ対策（設備改修等）に関するモデルを構築し、事業者団体内で横展開を図る普及拡大事業等業務を行う受託候補者を募集するもの。

主な対象者

次に掲げるいずれかの団体の代表者とし、本事業に関する委託契約を当法人と直接締結できる法人格を有する者であること。（なお、代表者は京都市内であることは問わないが、日本に拠点を有していること）。

ア 組 合	<ul style="list-style-type: none">① 中小企業団体の組織に関する法律に規定する事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合（連合会を含む。）② 商店街振興法の規定に基づく商店街振興組合（連合会を含む。）③ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定に基づく生活衛生協同組合（連合会を含む。）④ 酒類の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定に基づく酒造組合（連合会を含む。）※ 上記のうち、<u>京都市内に事業所を有する組合員が10以上</u>いること。
イ 企 業 等	<ul style="list-style-type: none">① 下記に記載する中小企業者、法人等で構成され、定款、会則等において、共通の利益を増進するために設立したことが明らかである法人及び団体<ul style="list-style-type: none">・ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者（※ p3 詳細欄を参照）・ 医療法人（常時使用する従業員の数が300人以下、又は入所定員数が150人以下のもの）・ 社会福祉法人（常時使用する従業員の数が100人以下、又は入所定員数が100人以下のもの）・ その他、当法人理事長が、<u>適当と認める事業者</u>（常時使用する従業員の数が100人以下の学校法人等）※ 上記のうち、<u>京都市内に事業所を有する中小企業者・法人等が10以上</u>いること。

03 省エネモデル普及拡大・委託事業（募集期間・実施イメージ）

募集期間
R3.4.26~
R3.6.18

(審査会・選定
7月上旬頃)

組合等の
代表者

組合等の
事業所

組合等の中の
京都市内の
事業所で省エ
ネモデル構築

省エネモデルの
ノウハウを他の
市内組合員
等へ普及拡大

事業期間
R4.2.18まで

専
門
家

知
恵
森

伴
走
支
援

Step①（団体）省エネ
を実施する事業所を選定

Step②（事業所）専
門家による省エネ診断を受診

Step③（事業所）専
門家と省エネ化に有用
な措置を検討し、実証

Step④（事業所）実施
した内容・結果・効果等を
資料として取りまとめ、省エ
ネモデルを構築

Step⑤
（団体・事業所）
省エネモデルの普及拡
大に向けた活動（セミ
ナーの開催や資料の配
布・共有等）を行う

Step⑥
（団体・事業所）
可能な限り、業種が同
じ事業所に普及拡大
を図る

03 省エネモデル普及拡大・委託事業（業務内容等）

主な業務内容

（１）省エネに繋がるモデル構築に向けた運営・診断・実証等

- 団体の代表者（受託候補者）は、団体の中から省エネモデル構築を行う京都市内の事業所を1つ以上選定する。
- 当該事業所が専門家による省エネ診断を受診する。
- 診断結果を参考に、専門家とともに省エネ化に有用な措置を検討し、その効果について評価する。
- 可能な限り、その効果について実証（機器改修、運営改善等）する。
（例）照明をLED化する、空調を高効率な物に更新する など。
- 上記を踏まえ、実施した内容・結果・効果等を資料として取りまとめ、省エネモデルを構築する。

（２）省エネモデル普及拡大の実施

- 省エネモデルの普及拡大に向けた活動（セミナーの開催や資料の配布・共有等）を行う（横展開の取組）。
- 代表を務める団体の中から、可能な限り、業種が同じ事業所に普及拡大を図る（業種ごとの取組）。

（３）その他、本業務に付随する業務

- 上記（１）で選定した京都市内の事業所においては、令和6年度までの間、2050京からCO2ゼロ条例（京都市地球温暖化対策条例）第45～47条に規定する「エネルギー消費量等報告書（※）」を京都市に提出する。

※ 年1回、電気・ガス等の年間消費量を報告いただく、A4用紙1枚程度の報告書です。

03 省エネモデル普及拡大・委託事業（委託金額上限・計上できる経費等）

計上可能な経費

委託金額の上限：
100万円（税込）

機器費以外の経費
は、10/10計上可能

経費の区分	内 容
計測・診断費 (3事業所まで は無料)	省エネモデルの構築及び検証に係る事業所で消費しているエネルギーの計測・診断に要する経費
設計費	省エネモデルの実証（機器改修等）に係る設計に要する経費
工事費	省エネモデルの実証に係る据付工事等に要する経費 (基礎工事、据付工事、配線・配管工事、運搬費、撤去処分費等)
会場費	省エネモデルの普及拡大に係る、セミナー等の開催に係る費用
謝金・旅費	省エネモデルの普及拡大に係る、セミナー等に出席する講師に係る費用
諸経費	周知広報等に係る印刷費、通信・運搬費、役務費、資料購入費
機器費 (上限：1/3)	省エネモデルの実証に必要な機器（LED照明器具、高効率空調機、制御ソフトウェア改修等）の購入に要する経費

※経費は、京都市内の事業所に対して実施する内容及び京都市内で実施される省エネモデル普及拡大に向けた活動など、京都市内での内容に限る（例えば、大阪で実施するセミナー等は対象外）。

03 省エネモデル普及拡大・委託事業（応募書類・審査方法・事業完了後）

応募書類・審査方法

（1）提出書類

- 応募申請書（様式1） 1部
- 提案書（様式2） 1部
- 業務実績一覧（様式3） 1部
- 会社概要（団体の概要、活動内容、活動実績などが分かる資料） 7部
- その他必要な書類（登記事項証明書、納税証明書など） 1部ずつ
- 見積書（消費税は内書きで記載・様式5） 1部

（2）審査方法

- 提出された見積金額が委託金額の上限を超えている場合は、失格とします。
- 提案内容が仕様書を満たしていない場合は失格とします。
- 事業者選定にあたっては、企画提案書等の応募書類を元に総合的に審査して、当法人において決定します（書面審査）。

事業完了後

- （1）事業が完了した後は、速やかに実績報告書を当法人に提出してください。
（遅くとも令和4年2月18日（金）までに提出いただく必要があります。）
- （2）実績報告書の提出後に、当法人の職員が事業実施場所に赴き、実地検査をします。
- （3）実地検査後に支払額を確定し、お支払いします（精算払い）。